



子発0713第2号
平成30年7月13日

各
都道府県
指定都市
中核市

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
（公印省略）

医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法に関しては、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において議論が行われており、今般、当省に対し、医療機関及び福祉施設が保有する個人の優生手術に関する記録について調査するよう要請がありました。

については、「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年4月25日付子母発0425第1号・子家発0425第2号・医政総発0425第1号・障企発0425第1号）及び「保護施設における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年6月29日付子母発0629第1号・社援保発0629第1号）において旧優生保護法に関連した資料の保全を依頼した医療機関及び福祉施設に対して、別添の調査要領に従って別紙調査票による調査を実施していただき、各都道府県、指定都市及び中核市において取りまとめた上で、別紙調査様式により調査結果を提出していただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

[送付資料]

- ・ 医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領
- ・ 調査票・調査様式